

平成29年度事業計画書

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会

事業方針

基本方針「誰もが安心して暮らせる心豊かな地域社会をめざして」

滝川市においては、少子高齢化の進展とともに、支援を必要とする高齢者も年々増加しています。また、地域や家族のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりや社会的な孤立、虐待や子供の貧困といった新たな福祉課題が顕在化し深刻さを増しています。

このような状況を受けて、地域を基盤として課題を抱える方を包括的に支える仕組みづくりとして、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けての役割と課題、これからの社会福祉協議会のあり方について、行政、関係機関・団体と協議を行い連携・協力体制づくりに検討してまいります。

さらに、支援を必要とする高齢者、障がいのある方などが不利益を被ることなく、人権が守られ、地域で安心して生活できるよう制度の普及活動や相談活動、市民後見人の育成、活動支援、後見受任等に取り組み判断能力が十分でない方への思いを大切にしながら支援を進めてまいります。

また、市民が個人又は団体でボランティア活動に積極的に取り組めるように支援し、地域福祉の担い手として活動しやすい環境づくりを行政との協働により推進します。このように、地域福祉の推進役である社会福祉協議会にはこれまで以上に大きな期待が寄せられてくることとなります。

特に、日常生活の課題に幅広くしていくとともに、より一層市民から信頼、期待される社会福祉協議会を目指し、「市民誰もが安心して暮らせる心豊かな地域社会をめざして」という基本理念の実現に向けて努力してまいります。

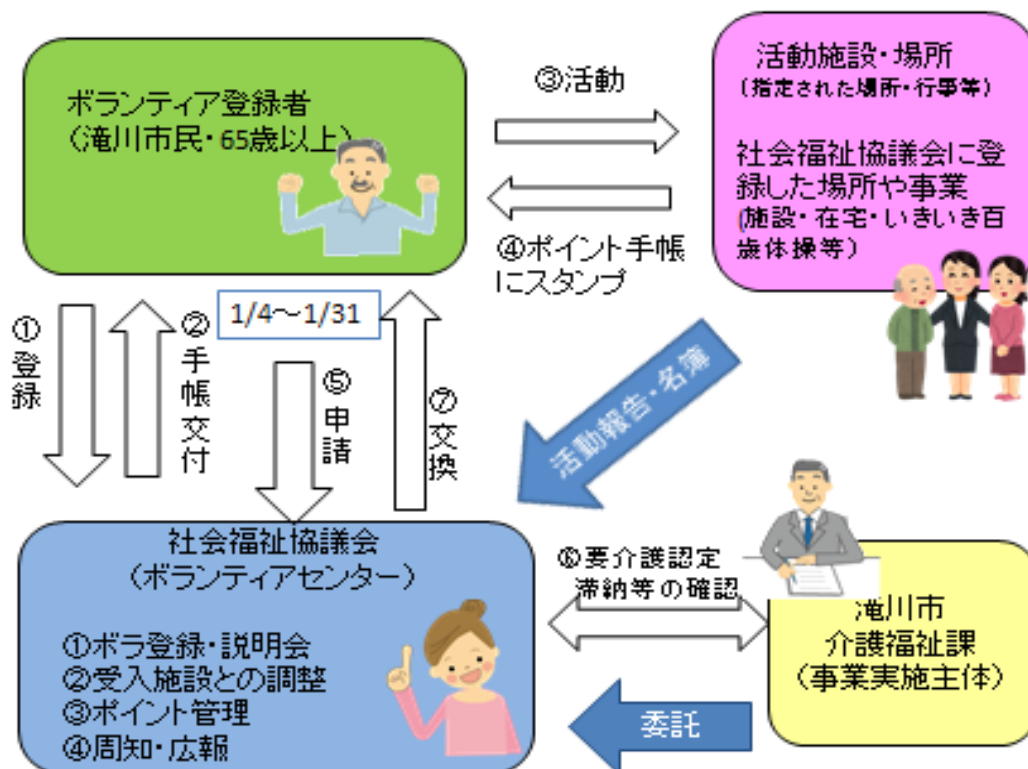
重点項目

1. 滝川市介護支援ボランティアポイント事業の実施（新規取組）

元気な高齢者の地域活動や社会参加を促進し、健康増進と介護予防を推進する目的とした介護支援ボランティア事業について、滝川市から受託により本年度から実施します。

この事業の対象者は、ボランティア登録をされた方が行った介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、その対象者の申し出によりポイントの換金を行うものであります。

この事業は、ボランティア活動の相談や活動先の紹介を行うボランティアセンターの活動を推進し、地域の社会資源のネットワークとその中での地域福祉活動を活性化する取り組みとなり、社会福祉協議会のもつ役割を高める事業として滝川市と協働により積極的に進めてまいります。



2. 社協活動の周知とPRの推進

社会福祉協議会の活動に対する市民の理解と協力をいただくため、広報誌ふれあう社会及びホームページの拡充はもとより、事業を実施する中で社会福祉協議会の周知とPRに努めてまいります。これに加え職員が地域でのイベントに積極的に参加し、地域住民の意見等を受け止めて各種施策や事業への反映を進めるほか、市民一人ひとりに役立つ社会福祉協議会の必要性を感じていただき、会費や寄付金等の自主財源の確保に結び付くよう次の取り組みを行います。

- (1) ノーマライゼーションふれあいの集い2017でブースを開設します。
- (2) 第30回滝川市社会福祉大会において、30回目という節目にふさわしい市内地域関係者によるシンポジウムを実施します。
- (3) 出前カラオケサービスを含めた地域活動・生活支援グッズの貸出事業を実施します。

3. 滝川市成年後見支援事業の実施

身近な地域の権利擁護の中心的な役割を担う生活あんしんサポートセンターでは、サポートを必要とする方々のために、心配ごと相談や日常生活自立支援事業、福祉資金貸付事業などの支援を行ってまいりましたが、平成28年4月より、滝川市の成年後見推進機関として認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守る滝川市成年後見支援事業を積極的に推進します。

- (1) 成年後見支援業務（滝川市受託事業）
 - ・成年後見制度に関する相談対応
 - ・成年後見制度に関する普及啓発
 - ・市民後見人養成等に関する業務
 - ・市民後見人活動支援に関する業務
 - ・関係機関との連携及び調整
- (2) 法人後見事業
 - ・法人後見の受任
 - ・法人後見支援員の登録
 - ・法人後見支援員の活動支援

事業内容

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

社協組織及び事務局体制等の基盤強化に取り組むとともに、社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進を図ります。

- ① 会長・副会長会議の開催（随時）
- ② 理事会の開催（5. 6. 8. 1. 3月／5回予定）
- ③ 評議員会の開催（5. 3月／2回予定）
- ④ 部会の開催（随時）
 - ・総務部会
 - ・地域在宅福祉部会
 - ・居宅介護事業推進部会
- ⑤ 監査の実施
 - ・定期監査（5. 7. 10. 1月／4回）
 - ・決算監査（5月／1回）
- ⑥ 内部会議の開催
 - ・運営会議（毎月／12回）

(2) 会員会費の推進

社協活動を展開する上で貴重な自主財源である社協会費に理解と協力をいただけるよう、創意工夫を凝らした周知とPRに努め、会員会費募集の推進に努めます。

- ① 会員区分
 - ・一般会員（市内居住の世帯主） 年額 200 円／世帯
 - ・賛助会員（本会の趣旨に賛同いただける会社・事業所・団体、個人等）
 - 会社・事業所・団体 年額 5,000 円／口
 - 個人 年額 2,000 円／口
 - ・特別会員（社会福祉施設・機関・団体） 年額 5,000 円／口

② 募集方法

- ・一般会員

各町内会に取りまとめのご協力をお願いします。また、地域の理解が得られるようにアウトリーチ活動を行います。

- ・賛助会員

市内企業・団体、個人協力者へ依頼するとともに、市職員等に訪問活動を行います。

(3) 役員の研修会等への参加

関係機関等が開催する会議・研修会に積極的に参加し、役員の資質向上に努めます。

- ① 全道市町村社協会長・事務局長研究協議会への参加（6/5 札幌市）
- ② 地域の絆と支え合い活動空知地区推進セミナーへの参加（8/初旬 秩父別町）
- ③ 第67回北海道社会福祉大会への参加（9/7 苫小牧市）

(4) 職員の資質向上と業務体制の強化

職員研修会の開催及び職員の経験・能力に応じた外部研修等への受講により職員の資質向上を図るとともに、職場環境の改善、ホームヘルパーの処遇改善等により業務体制の強化を図ります。

- ① 社協職員研修会の開催
- ② 衛生委員会において、より良い職場環境を目指し、安全衛生管理計画書を策定
- ③ 職員個人面談により職場の課題等を分析し、働きやすい職場を検討
- ④ 嘱託職員、臨時的雇用職員の待遇改善
- ⑤ ホームヘルパーへ処遇改善加算手当の支給

(5) 事業財源確保への取り組み

事業財源の確保を図るべく、募金関連団体への協力強化に取り組むとともに、自主財源の創造、公費財源の交渉に努めます。

- ① 共同募金委員会との連携、協力の推進
・ふれあいの集い2017社協ブースで募金コーナーの設置ほか
- ② 興行募金関連実行委員会事務局としての協力強化
- ③ 自主財源の確保に結びつく事業の創造について検討
- ④ 関係部局・機関に積極的に働きかけ公費財源の確保に努め、安定した事業基盤の確立を図る。

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	19,946 千円
予 算 額	27,400 千円		自主財源等	7,454 千円

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動推進支援事業（愛称：新生サポート事業）

地域における福祉活動の事業立ち上げや拡充を支援するための助言や指導、情報の提供、財政支援を行います。

- ① 事業費の2分の1まで上限10万円の財政支援(3年間)、情報提供支援
- ② 敬老事業や交流事業等の立ち上げや拡充を支援
- ③ 地域福祉活動推進支援事業委員会での審査を経て交付
- ④ 社協だより「ふれあう社会」、ホームページ等により広く周知し、事業のPRを図る。

(2) 福祉団体助成事業

共同募金及び社協会費をもとに、福祉のまちづくり活動に積極的に取り組む団体が行う事業に対して助成金を交付し支援します。

- ① 全市民が対象事業の場合は、飲食費や賃金等を除く対象経費の範囲で20万円まで
- ② 団体の会員等が対象の場合は、対象経費の4分の3以内で10万円まで
- ③ 申請期間は、5月2日～5月31日
- ④ 福祉団体助成事業選考委員会で審査を経て交付

(3) 地域活動・生活支援グッズ貸出事業

会員である市民や団体の地域活動や地域での暮らしを支援するとともに、社会福祉協議会の周知・PRを目的として、地域活動・生活支援グッズ貸出事業を実施します。

合わせて、昨年度より実施した出前カラオケサービス事業においても、会員である団体、施設、町内会、事業所等カラオケ機器を貸し出して、地域住民、町内会との関係強化を図ります。

- ① 行事用テント・パイプ椅子・マイクセット・マイクスタンド・CDラジカセ・ノートパソコン・プロジェクター・脚立・電源ドラム・炊き出し釜・魔法瓶等の地域活動グッズ
- ② 車椅子・チャイルドシート・ジュニアシート等の生活支援グッズ
- ③ 社協だより「ふれあう社会」等により広く周知し、不用物品の寄付も募る。

利用者には貸出希望物品のアンケートを行い、貸出グッズの充実を図る。

- ④ 有料(1,000円/日)サービスとなるカラオケ機器は、社会福祉協議会で配達、設置、撤収を行う。

(4) 救急医療情報キット配布事業

一人暮らしの高齢者等の生活への安心感に寄与することを目的として、救急医療情報キットを無料配布します。

- ① 対象者 65歳以上の単身高齢者世帯及び夫婦ともに75歳以上の夫婦世帯
- ② ケースの中には、かかりつけの医療機関や担当ケアマネ、既往疾病情報等のカード
- ③ マグネットで冷蔵庫に貼り付け
- ③ 対象者以外の希望者には1セット300円で配布

(5) 見舞金事業

被災された会員へのお見舞いとして、又は歳末の生活の一助としていただくことを目的として、対象世帯へお見舞金を贈呈します。

① 歳末たすけあい見舞金贈呈事業

- ・対 象 低所得者世帯・重度心身障がい児世帯・在宅高齢者介護世帯
- ・申請期間 11月1日～11月30日
- ・審 査 総務部会での審査を経て贈呈

② 災害見舞金の贈呈

- ・対 象 自宅火災等の被害にあった会員
- ・区 分 自宅災害(40%以上の焼失)、又は住宅水害(床上浸水以上)による被害
- ・贈呈金額 5,000円

(6) 団体事務局の事務請負

関係福祉団体の事務局を担い支援します。

- ① 滝川市共同募金委員会
- ② 日本赤十字社北海道支部滝川市地区
- ③ 滝川市ボランティア連絡協議会
- ④ 滝川地区協力雇用主会
- ⑤ 北海道介護福祉士会空知支部
- ⑥ 滝川市遺族会
- ⑦ 水子観音管理協賛会
- ⑧ 赤い羽根チャリティゴルフ大会実行委員会
- ⑨ 滝川市歳末たすけあい赤い羽根歌謡大会実行委員会
- ⑩ 市民ボランティアの集い実行委員会

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	231 千円
予 算 額	3,597 千円		共同募金配分金	2,579 千円
			積立資産取崩	365 千円
			自主財源等	420 千円

3. 企画広報事業

(1) 社協だより『ふれあう社会』の発行

社会福祉関係の情報を地域住民に提供し、福祉活動への理解と参加を求めます。

- ① 広報たきかわに折り込み、年3回市内全戸へ配布
- ② ボランティア団体の協力により、視覚障がい者のお宅へ声の社協だより「ふれあう社会」を送付

(2) ホームページを活用した情報の提供

現在あるホームページにWebLog(ブログ)の開設し、日々ホットな情報発信に努めます。さらに、ホームページ機能の拡充とネットワークのセキュリティ強化及びサポート体制の構築を図ります。

(3) 職員研修会の実施

職員研修会を実施して、仕事へのモチベーションアップと資質の向上を図ります。

- ① 研修テーマを選定し、全職員対象の研修会を実施

(4) 第30回滝川市社会福祉大会の開催

社会福祉大会を開催し、地域住民の福祉意識の高揚を図ります。

- ① 滝川市社会福祉協議会顕彰の表彰
- ② 市内地域福祉関係者によるシンポジウムを開催

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	共同募金配分金	1,071 千円
予 算 額	1,071 千円			

4. ボランティアセンター事業

(1) 滝川市ボランティアセンターの運営

ボランティアコーディネーターが、ボランティアに関する相談、コーディネート、情報提供を行います。

- ① ボランティア相談の受付
- ② 登録・派遣などのコーディネート
- ③ ボランティア清掃、ボランティア除雪やボランティアストーブ点検等の実施
- ④ ボランティアセンター便り「こころ」の発行による情報提供
- ⑤ 滝川市ボランティアセンター運営委員会の開催
- ⑥ 関係機関との連絡調整
 - ・地域包括支援センター、まちづくりセンター、健康づくり課、子育て応援課と定例会議の開催

(2) 滝川市「介護予防・日常生活支援総合事業」実施に向けての連携・協力体制の検討

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業における協議体の参画
- ② 滝川市支えあい・いきいきポイント(仮)事業の実施 【新規取組】

(3) ふれあい電話サービス

75歳以上の一人暮らしの高齢者に対して電話によるふれあいを提供します。

- ① ボランティア団体及び個人ボランティアの協力により実施（月～金曜日）
- ② 相談、非常時等の関係機関との連絡調整

(4) お話し相手事業

一人暮らしの高齢者や障がい者のお宅へお話し相手として訪問し、制度で対応できないところの孤独感の解消や生きがいの向上を図ります。

- ① ボランティア協力者による月1～2回程度の訪問

(5) ボランティアスクールの開催

ボランティアに関する講座、研修会を開催し、ボランティアの育成と奉仕活動の普及、啓発を図ります。

- ① 年3回程度開催

(6) ワークキャンプ(ボランティア体験学習)の開講

青少年が、福祉施設等での体験を通じて、福祉に対する理解を深めていただくためのワークキャンプを開講します。

- ① 対象は、市内の中学生以上の生徒を対象に、夏休み期間中の8月3日から5日に開講（3日目は、ノーマライゼーションふれあいパークゴルフ大会に参加予定）

(7) 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の推薦

ボランティア活動普及事業協力校を推薦し、北海道社会福祉協議会からの助成によるボランティア活動、福祉教育の充実を図ります。

- ① 短期助成 30,000 円 (1 年間)
- ② 中期助成 100,000 円 (3 年間)
- ③ 1 市町村 300,000 円以内

(8) ボランティア団体の活動拠点を無償提供して支援

- ① 滝川市ボランティア連絡協議会加盟団体に社会福祉協議会 会議室を提供
- ② 代替施設の使用が必要な場合の使用料を助成

(9) 愛情銀行預託金品の受入、運用

市民の皆様からの愛情に基づく預託金品を社会生活の相互扶助に活用します。

(10) リサイクル事業の推進

不用入れ歯、リングプル、古布、書き損じハガキ等を受入します。

なお、不用入れ歯は、ユニセフを通じて世界の子供たちの支援に役立てられます。

- ① 社協と市役所ロビーに回収ボックスを設置
- ② リングプルは、750 kgから車椅子に交換可能

(11) ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中のけが、損害賠償にかかる事故を補償します。

- ① 年間保険料は 350 円から

(12) 滝川市ボランティア奨励賞の表彰 (滝川市共催事業)

市民活動の活性化に資することを目的に、とりわけ優れた活動、又は画期的な活動を滝川市ボランティア奨励賞として表彰します。

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	332 千円
予 算 額	4,783 千円		共同募金配分金	818 千円
			積立資産取崩	93 千円
			自主財源等	3,540 千円

5. 生活あんしんサポートセンター事業

(1) 生活あんしんサポートセンターの運営

権利擁護、心配ごと相談、資金貸付事業に関する相談等を一体的に受け付ける福祉総合相談窓口を設置します。

(2) 日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受託事業）

高齢や障がい等により福祉サービスの手続きや生活費の管理に不安のある方に生活支援員が訪問して支援します。

- ① 福祉サービス利用についての手続きを支援
- ② 預金からの払い戻しや毎月のお支払いを支援
- ③ 金融機関の貸金庫等に大切な書類等をお預かりするサービス
- ④ 自立生活支援専門員による相談受付、支援、関係者との調整
- ⑤ 自立生活支援専門員と生活支援員との連携

(3) 市民心配ごと相談

心配ごと相談所を開設し、悩みごとや心配ごとの相談支援を行います。

- ① 受付日時は、月～金曜日（8:30～17:00）

(4) 生活福祉資金の貸付（北海道社会福祉協議会受託事業）

低所得者世帯や離職により生計維持が困難になった世帯等に対して生活福祉資金貸付により支援します。

- ① 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等による支援

(5) 福祉資金の貸付

低所得者であって、資金の援助を他から受けることが困難な世帯に対して貸付支援を行います。

- ① 民生委員児童委員及び福祉事務所との連携

(6) 滝川市成年後見支援事業

- ① 成年後見業務（滝川市受託事業）
- ② 法人後見事業

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳		
予 算 額	9,250 千円		市補助金収入	1,185 千円
			市受託金収入	3,872 千円
			道社協受託金収入	460 千円
			共同募金配分金	500 千円
			借入金収入	2,500 千円
			自主財源等	733 千円

6. 配食サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らしの高齢者等に定期的に夕食を配達して安否確認を行います。

- ① 月～土曜日の指定日に夕食をお届けします。
- ② 配達員によるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 食事の量・質の確保と生活の改善を図ります。
- ④ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受託事業	財源内訳	市受託金収入	13,191 千円
予算額	14,568 千円		自主財源等	1,377 千円

7. 友愛訪問サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らし等の高齢者にヤクルトを配達して安否確認を行います。

- ① 月～金曜日（H29年度～）にヤクルトが届けられます。
- ② ヤクルトレディによるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受託事業	財源内訳	市受託金収入	3,474 千円
予算額	3,475 千円		自主財源等	1 千円

8. 福祉除雪サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らしの高齢者等で除雪労働力の確保ができない世帯に対して除雪を実施します。

- ① 生活通路の確保と生活への安心感を提供します。
- ② 必要に応じて屋根及びベランダ周辺を除雪します。

会計拠点	受託事業	財源内訳	市受託金収入	11,166 千円
予算額	11,172 千円		自主財源等	6 千円

9. 高齢者見守り支援センター事業（滝川市受託事業）

（1）高齢者見守り支援

一人暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して生活できるように、電話による生活状況及び安否確認などの支援を行います。

- ① 月～土曜日の指定日に電話をして安否確認を行います。
- ② 月1回、定期訪問して生活状況を確認します。

（2）みまもりホームセキュリティ

一人暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して生活できるように、通信端末機器と地域コミュニティを組み合わせた安否確認などの支援を行います。

- ① トイレのドア等に設置したセンサーにより365日体制の安否確認を行います。
- ② 緊急時に地域支援員や関係機関へ連絡等の対応を行います。
- ③ 月1回、定期的に訪問し、生活状況を確認します。

会計拠点	受託事業	財源内訳	市補助金収入	192千円
予算額	3,842千円		市受託金収入	3,650千円

10. 訪問介護事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 指定訪問介護事業

介護保険制度の指定居宅介護サービス事業者として、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 身体介護サービスを実施します。
- ② 生活援助サービスを実施します。
- ③ 訪問介護事業所の人員確保によるサービス体制の強化を図ります。
 - ・サービス提供責任者の適正配置
 - ・登録ヘルパーの増員

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問事業

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 本人が自分で行うことが困難な掃除、洗濯、調理、買い物などの家事支援を行います。

(3) 自立支援指導員派遣事業（滝川市受託事業）

65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない方で支援が必要な方に日常生活に必要な支援等を行います。

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	37,789 千円
予算額	37,791 千円		受取利息配当金収入	2 千円

11. 障がい福祉サービス事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 居宅介護サービス

障害者総合支援法による指定居宅サービス事業者として、障がい者に対して居宅での介護サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護サービス

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ⑤ 外出時における移動中の介護支援を行います。

(3) 同行援護サービス

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時に同行してサービスを提供します。

- ① 移動に必要な情報を提供します。
- ② 移動の援護支援を行います。
- ③ 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(4) 行動援護サービス

知的障がい者、又は精神障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要なサービスを提供します。

- ① 外出時における移動中の介護支援を行います。
- ② 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ③ その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 移動支援サービス（滝川市地域生活支援事業）

単独では外出困難な障がい者(児)が、社会生活上 必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、外出時に必要なサービスを提供します。

会計拠点	介護事業	財源内訳	障害福祉サービス収入	26,945 千円
予算額	26,945 千円			

12. 特定相談支援事業【滝川市社会福祉協議会 特定相談支援事業所すてっぷ】

(1) 指定特定相談支援事業

障がい者が安心して適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画を作成し支援します。

- ① 障がい者の自立した生活を支え、ケアマネジメントにより支援します。
- ② 定期訪問及び評価を行います。

(2) 指定障がい児相談支援事業

障がい児が安心して適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画を作成し支援します。

会計拠点	介 護 事 業	財源内訳	障害福祉サービス収入	625 千円
予 算 額	625 千円			

13. 居宅介護支援事業【滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所すずらん】

(1) 居宅介護支援事業

高齢者が在宅で安心して暮らせるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等にそって、居宅サービス計画を作成し支援します。

- ① 介護保険制度、保険外サービス、その他社会資源等に関する相談、情報提供
- ② サービス担当者、関係機関との連絡調整を行います。
- ③ 高齢者の自立支援に向けた居宅サービス計画の提案、作成を行います。
- ④ 定期訪問及び評価をします。
- ⑤ 介護保険申請代行
- ⑥ 特定事業所としての取り組みとして、伝達等を目的とした定例会議及び事例検討や緊急連絡相談体制の確保(24時間)、並びに主任介護支援専門員を配置します。

(2) 介護保険認定調査（受託事業）

要介護認定の度合いを判定するための一次判定として、申請者がどの程度介護を必要とする心身状態か調査します。

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	26,795 千円
予算額	26,796 千円		受取利息配当金収入	1千円